

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険現物給付記録マスター	
2	実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	実施機関名 市長 組織名 国保年金課	
3	個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者に係る診療報酬の支払いを行うため。	
4	記録項目	氏名，生年月日，保険者番号，記号，番号，公費負担者番号，公費受給者番号，保険医療機関の所在地及び名称，診療年月，傷病名，診療開始日，傷病の転帰，診療実日数，診療報酬の明細，保険請求点数，保険決定点数，一部負担金額	
5	記録範囲	国民健康保険被保険者	
6	記録情報の収集方法	本人以外	
7	要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
8	記録情報の経常的提供先	茨城県国民健康保険団体連合会	
9	開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 水戸市保健医療部国保年金課及び水戸市情報公開センター (所在地) 水戸市中央1丁目4番1号	
10	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
11	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電子処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
12	備考		

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。